



事業主の皆様へ

平成28年2月20日
社会保険労務士法人 リヴル総研
代表社員 奥村 繁子

まだまだ寒い日が続きますが、皆様におかれましてはいかがお過ごしでしょうかお伺い申し上げます。さて今月は雇用保険法等の一部改正案や助成金等について、お知らせいたします。

雇用保険料率、引き下げへ

平成28年4月1日以降の失業等給付の雇用保険料率を労働者負担・事業主負担ともに1/1000ずつ引き下げるための法律案が、国会に提出されました。併せて、雇用保険二事業の保険料率（事業主のみ負担）を平成28年4月1日から0.5/1000引き下げる予定です。仮に、法律案の内容が修正されずに国会で成立した場合、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの雇用保険料率は下表のとおりとなります。

平成28年度の雇用保険料率（法律案が国会で成立した場合）

事業の種類	負担者	① 労働者負担 (失業等給付の保険料率のみ)			② 事業主負担		①+② 雇用保険料率
		失業等給付の保険料率	雇用保険二事業の保険料率	失業等給付の保険料率	雇用保険二事業の保険料率		
一般の事業		4/1000	7/1000	4/1000	3/1000	11/1000	
(27年度)		5/1000	8.5/1000	5/1000	3.5/1000	13.5/1000	
農林水産・ 清酒製造の事業		5/1000	8/1000	5/1000	3/1000	13/1000	
(27年度)		6/1000	9.5/1000	6/1000	3.5/1000	15.5/1000	
建設の事業		5/1000	9/1000	5/1000	4/1000	14/1000	
(27年度)		6/1000	10.5/1000	6/1000	4.5/1000	16.5/1000	

※枠内の下段は平成27年度の雇用保険料率

雇用保険法等の一部を改正する法律案の主な内容は次のとおりです。（雇用保険関係）

- ①失業等給付の雇用保険料率の引下げ（現行 10/1000 → 8/1000）（平成28年4月1日施行）
- ②介護休業給付の給付率引上げ（賃金の 40% → 67%）（平成28年8月1日施行）
- ③65歳以降に新たに雇用される者を雇用保険の適用対象とする。（平成29年1月1日施行）
- ④失業等給付の受給者が、早期に再就職した場合に支給される再就職手当の給付率引き上げ（平成29年1月1日施行）

健康保険も変わります

平成 28 年 4 月分（5 月納付分）から、健康保険の標準報酬の等級が新設されます。

3月まで 等級 47 標準報酬月額 121 万円 月額 1,175,000 ~



3等級追加

4月から
等級 47 標準報酬月額 121 万円 月額 1,175,000 ~
等級 48 標準報酬月額 127 万円 月額 1,235,000 ~
等級 49 標準報酬月額 133 万円 月額 1,295,000 ~
等級 50 標準報酬月額 139 万円 月額 1,355,000 ~

また、標準賞与額の上限も変更になります。（毎年 4/1～翌年 3/31 の累計額）

3月まで 年間 540 万円



4月から 年間 573 万円

福井県経営革新フォーラムよりのお知らせ

福井県経営革新フォーラムでは、下記のとおり講演会を開催いたします。

日 時 平成 28 年 3 月 11 日（金）
15:00~16:30
会 場 福井県産業情報センター マルチホール
演 題 今年度の『日本で一番大切にしたい会社大賞』にみる
現場の取り組み
講 師 法政大学大学院 政策創造研究科教授
坂本 光司 氏



是非ご参加ください。

入場券、あります。

マイナンバーあれこれ

雇用保険関係で、①高年齢雇用継続給付受給資格確認票・初回給付金支給申請書、②育児休業給付受給資格確認票・初回給付金支給申請書、③介護休業給付金支給申請書につきましては、平成28年1月1日から2月15日までは申請時にマイナンバーの通知カードのコピー等の提示を求められていましたが、2月16日以降は不要となりました。この間に手続きをした方につきましては、弊社の担当者より事業所様に通知カードのコピーをお願いしましたが、今後は不要です。役所の方でも、様子を見ながら取り扱いを変更しているようですね。

また、マイナンバーカードは、20歳以上の場合有効期間は10年間ですが、マイナンバーカードのICチップの中に電子証明書を入れている場合は、その電子証明書の有効期間は5年間です。電子証明書は、有効期間の満了の3か月前より更新できます。住民票のある市町村窓口で申請してください。

🌱 平成28年度予算案の両立支援等助成金

予算案ですので、国会の審議により内容に変更がある場合があります。

1 出生時両立支援助成金(仮称) ※新設

男性労働者が育児休業を取得しやすい職場風土作りのための取組を行い、男性労働者に一定の育児休業を取得させた事業主に助成します。

支給対象 子の出生後8週間以内に開始する5日以上の育児休業(中小企業の場合)
過去3年以内に男性の育児休業取得者がいないこと
1年度につき1人までです。

支給額 取組及び育休1人目 60万円(中小企業の場合)
2人目以降 15万円



2 介護支援取組助成金(仮称) ※新設

労働者の仕事と介護の両立に関する取組を行った事業主に助成します。

支給対象 ①～③の全ての取組を行った場合に支給対象とする予定です。

- ① 従業員の仕事と介護の両立に関する実態把握(社内アンケート)
- ② 介護に直面する前の従業員への支援(社内研修の実施、リーフレットの配布)
- ③ 介護に直面した従業員への支援(相談窓口の設置及び周知)

支給額 1事業所1回のみ 60万円

3 中小企業両立支援助成金 代替要員確保コース

育児休業取得者の代替要員を確保し、育児休業を3カ月以上利用した労働者を原職等に復帰させ、復帰後6カ月以上雇用した中小企業事業主に助成します。(上限あり)

支給額 育児休業取得者1人当たり 50万円(条件により、加算あり)

4 中小企業両立支援助成金 期間雇用者継続就業支援コース

この助成金は平成27年度で終了予定ですので、詳細は割愛します。

5 中小企業両立支援助成金 育休復帰支援プランコース

「育休復帰支援プラン」を策定及び導入し、対象労働者が育休取得した場合及び復帰した場合に中小企業事業主に助成します。

従来は1企業につき1人まででしたが、1企業につき2人まで(正社員1人、期間雇用者1人)に拡充する予定です。また、28年度後半からは、介護休業についても対象とする予定です。

支給額 正社員、期間雇用者それぞれ1人につき
プランを策定し、育休取得したとき 30万円
育休者が職場復帰したとき 30万円

トピックス



「同一労働同一賃金」法制化へ

政府は、パートタイム労働法・労働契約法の改正等により、「同一労働同一賃金」を法制化する方針です。新法制では、非正規社員の仕事の習熟度や技能などを評価する基準として「熟練度」を新たに設け、これを賃金に反映させることが検討されています。労働政策審議会の審議を経て、早ければ今秋の臨時国会に提出します。

政府がまとめる指針では、「同一の職務内容であれば同一の賃金を支払うことが原則である」ことを明確にし、正規や非正規という雇用形態の違いだけで賃金に大きな格差が生じている現状を改めます。手当や経費などの賃金以外の待遇面での改善も盛り込みます。

一方日本では従来より年功賃金体系も根強く、ある程度の例外を認めることにより労使の混乱を防ぐ考えです。資格や学歴・勤続年数などで賃金に差をつけることは容認する方向ですが、その賃金差には合理性が必要です。



賃金体系の見直しのご相談は

リヴル総研まで



公的年金 28年度は年金支給額据え置き

平成28年度の公的年金支給額は27年度と同じに据え置くと厚生労働省が発表しました。マクロ経済スライドも発動されません。支給額は、**国民年金が満額で月65,008円**です。厚生年金は各人の保険料納付状況により異なります。



第2子以降の児童扶養手当加算額が最大2倍に

政府は、ひとり親家庭に支給する児童扶養手当について、第2子以降の加算額を増やすことなどを盛り込んだ児童扶養手当法改正案を閣議決定しました。**平成28年12月支給分から、所得に応じて第2子加算額を最大1万円（現在5千円）、第3子以降の加算額を同6千円（現在3千円）に拡充**します。

社会保険労務士法人リヴル総研

奥村繁子行政書士事務所

〒910-0347 福井県坂井市丸岡町熊堂3-7-1-19

T e l 0 7 7 6 - 6 8 - 1 6 0 0

F a x 0 7 7 6 - 6 8 - 1 6 1 0